

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1261号及び第1262号)

平成26年4月24日

平成26年4月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年10月19日政秘第666号及び平成24年10月19日総法第826号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「政策局都市経営戦略室秘書部秘書課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙一覧1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo1～No4の通り各々全ての係る部分である。及び正しい説明を求める。」及び「総務局総務部法制課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙一覧1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo1～No4の通り各々のすべての係る部分である。」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「政策局都市経営戦略室秘書部秘書課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙一覧1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo1～No4の通り各々全ての係る部分である。及び正しい説明を求める。」及び「総務局総務部法制課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙一覧1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo1～No4の通り各々のすべての係る部分である。」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「政策局都市経営戦略室秘書部秘書課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙一覧1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo1～No4の通り各々全ての係る部分である。及び正しい説明を求める。」及び「総務局総務部法制課が保有する（本文に添付した）総総第493号とその別紙一覧1～13及び議議第279号とその別紙一覧1～12で送付、送受した起案、施行文書、添付資料等の各々の全ての原本の写し。尚、詳細は別紙1としてNo1～No4の通り各々のすべての係る部分である。」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年7月20日付及び同月23日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

政策局秘書部秘書課（以下「秘書課」という。）及び総務局総務部法制課（以下「法制課」という。）は、異議申立人（以下「申立人」という。）が市会議長（以下「議長」という。）あて提出した陳情書（以下「本件陳情書」という。）の処理に係

る事務に関わっていない。したがって、当該陳情事案に係る照会を受けていないため、総総第493号及び議議第279号その他の文書について収受し、又はこれに関する文書を作成しておらず、保有していないことから非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求める。
- (2) 申立人は、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（当時。現在の公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター。以下「センター病院」という。）における職員の事務、また、この問題に関連して実施された医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査に関与した職員の事務について、これらの行為、処理等が違法不当であることや不作為があるとし、膨大な告発文書等を市長あてに提出するとともに、議長に本件陳情書を提出した。

これらの告発等の処理に係る事務については、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「文書管理規則」という。）、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号。以下「文書取扱規程」という。）及び文書事務の手引（研修編）（平成20年10月版。以下「手引」という。）に定めるところの起案文書及び添付文書を用いて行わなければならない。

しかし、本件個人情報には、起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない。実施機関の事務の一切に不作為違反があることが明らかであり、当然に存在すべき関係法令に基づく起案文書及び添付文書を全て開示すべきである。

- (3) 実施機関における本件の事務処理は、民法（明治29年法律第89号）や刑法（明治40年法律第45号）に係る法令に違反しており、申立人の主張と実施機関の主張のどちらが合理・整合性があるかを適正に判断すべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 市会陳情の処理に係る事務について

市政などについての意見や要望があるときは、誰でも陳情書を議長あてに提出することができる。横浜市における陳情の取扱いについては、横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）及び横浜市会請願及び陳情取扱要綱（平成10年3月3日制定）に定められている。

陳情書の取扱いとして同規則第92条では、議長が陳情書を受理したときは、関係の委員会に付託するとされているが、議長において委員会に付託する必要がないと認めたものは、この限りでないと規定されている。

また、同要綱において、議長は、議会が関係行政庁に意見書を提出することを要望するものなど議会の機関意思の決定に関する陳情については、常任委員会などに付託し、その審査結果を本会議に報告した後、陳情者に通知し、それ以外の行政への要望に関する陳情については、付託外の陳情として、市長等に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を陳情者に通知することが定められている。

## (2) 実施機関の文書事務について

ア 文書管理規則第6条第1項では、同条第2項により、口頭により処理することができる場合を除き、事案についての最終的な意思の決定（以下「決裁」という。）は行政文書によって行うものとしている。同条第3項では、行政文書による決裁を要する事案として、「(1)市長が管理し、及び執行する事務事業の方針を決定すること。」、「(7)通知、照会、回答等をする事。」等を例示している。また、文書取扱規程第12条第1項では、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとし、同条第5項では、起案文書には、起案の要旨、理由、問題点等を記載し、必要に応じ、参考となる資料を添付しなければならないとしている。

イ 文書事務について具体的な手続を示した手引では、起案文書は、大まかに分けて本体、案文及び資料の3部分で構成されるとしている。

## (3) 本件請求に係る事案の経緯について

本件請求に係る事案の経緯は、おおむね次のとおりである。

ア 平成10年10月、申立人の子が交通事故により受傷し、センター病院に救急搬送され、救命救急センターでの治療を受けた。

その後、申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明が十分ではないなどとしてセンター病院の対応に不満を申し立てるとともに、平成14年1月、要望・質問を取りまとめた質問状をセンター病院長あて提出した。

センター病院は、平成13年12月から平成14年2月にかけて、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

イ 平成15年以降、申立人は、センター病院により作成された保険会社への証明書に虚偽があったこと、センター病院による身体障害者診断書・意見書の記載拒否

があったことなど、センター病院の対応に問題があるとの申立てを行った。

ウ 平成17年5月、衛生局地域医療対策部医療安全課（当時。現在の健康福祉局健康安全部医療安全課）及び南福祉保健センターが合同で医療法に基づくセンター病院への立入検査を実施した。

その後、申立人は、当該立入検査及びその検査結果に違法性があるとして質問文書を横浜市に提出した。横浜市からの依頼に基づきセンター病院は、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

エ 平成19年5月以降、申立人は、当該立入検査には違法性があるとして職員の人事を所管する総務局に対し、関係する職員の処分を求めるとの申立てを行った。

総務局では、行政運営調整局人材組織部人事組織課（当時。現在の総務局人事部人事課）が窓口となり、センター病院及び健康福祉局との調整、厚生労働省への照会等を行った。

オ 平成24年2月、申立人は、これまでの関係職員の事務処理に違法不当、不作為等があったとし、その審理、調査等を求める旨の本件陳情書を議長あてに提出した。議長は、本件陳情書が行政への要望に関する陳情であると判断し、実施機関に当該陳情に対する回答を求め、その回答内容を申立人に通知した。

#### (4) 本件個人情報について

本件個人情報は、個人情報本人開示請求書及びその添付文書の記載から、本件陳情書に関し、決裁による事案処理のために秘書課又は法制課が保有しているとする文書であると解される。

#### (5) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件陳情書の処理に係る事務に関わっていないため、本件個人情報を作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示としたと主張しているのに対し、申立人は、本件個人情報は起案に必要な本体、案文及び資料がないか、あるいは文書そのものが存在していない旨の主張をしているので以下判断する。

イ 当審査会が実施機関の事務分掌を確認したところ、秘書課の所掌する事務は、市長及び副市長の秘書に関すること、秘書事務に係る情報の収集等に関すること、市政報道及び報道機関との連絡に関すること等であることが認められた。また、法制課の所掌する事務は、行政文書管理に係る総合的な指導及び調整に関すること、議会議案その他の重要文書の調整及び審査に関すること、条例、規則その他

諸規程の審査又は立案に関すること等であることが認められた。

本件個人情報、申立人が議長あてに提出した本件陳情書の処理に関し、決裁による事案処理のために秘書課又は法制課が保有しているとする文書である。しかしながら、本件陳情書の内容は、センター病院の医療行為やその後の医療法に基づく立入検査に係る関係職員の事務処理に違法不当、不作為等があったとし、その審理、調査等を求めるものであるところ、当該関係職員の事務が違法不当、不作為等であって、その審理、調査等が必要か否かの判断は、上記秘書課又は法制課の所掌する事務であるということとはできない。

そうすると、本件陳情書の処理に係る事務に関わっていないとして、本件個人情報は、作成し、又は取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はなく、そのほかに本件個人情報の存在を推認させる事情は認められなかった。

#### (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年10月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年11月15日 (第146回第三部会) 平成24年11月22日 (第218回第一部会) 平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議
平成25年12月12日 (第240回第一部会)	・審議
平成26年1月23日 (第241回第一部会)	・審議
平成26年3月13日 (第243回第一部会)	・審議